

平成19年12月26日

各所属長様

障がい福祉課長 岡本貞之

「障害」のひらがな表記「障がい」の取扱いについて（通知）

豊田市では、4月より法令用語を除き「障害」ひらがな表記「障がい」を行ってまいりましたが、12月議会において「障害の表記の特例を定める条例」を制定し、今後は以下のとおり「障がい」のひらがな表記に取り組んでいきますので、所属内への周知及び対応のご協力をお願いします。

記

<ひらがな表記の対象用語>

「障害」の表記のうち、**人の状態を表現するものすべてについて「障がい」と表記する。**

例：障がい者自立支援法（法令名）

心身**障がい者**医療費助成申請書（申請書）

保健福祉審議会 **障がい者**専門分科会（組織名）

障がい者福祉会館（施設名）

※ 4月から条例制定までは、法令用語は漢字表記としてきましたが、今後は法令用語を含むすべてをひらがな表記「障がい」としてください。

※ 「電波障害」「交通の著しい障害」「障害物の除去」など人の状態以外のものを表現する場合は除きます。

<ひらがな表記の範囲>

市が作成し、実際に市民の目に触れることとなる、通知文書、申請書、届出書、広報・チラシ、ホームページなどとしします。

<表記変更の実施日>

平成19年12月26日（「障害の表記の特例を定める条例」の施行日）

※ ただし、印刷・製本等の都合により早急な対応が困難な場合については、次回で作成分からの対応をお願いします。

◎条例、規則上は<漢字表記>

参考資料

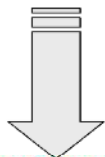
○豊田市心身障害者扶助料支給規則

昭和38年4月20日
規則第8号

(趣旨)
第1条 この規則は、豊田市心身障害者扶助料支給条例(昭和38年条例第9号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、豊田市心身障害者扶助料(以下「扶助料」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)
第2条 条例第5条第1項に規定する扶助料の申請は、豊田市心身障害者扶助料支給申請書(様式第1号)に所得の状況を証する書類及び条例第2条に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

条例・規則は変更しない(条例・規則内では申請書も漢字表記のまま)。



表記の特例条例を定めることにより、条例や規則上の「障害者」と、実際に窓口で配布する申請書に表記されている「障がい者」は、同一のものを指すことを担保します。

◎窓口で配布する申請書等は<ひらがな表記>

様式第1号

豊田市心身障がい者扶助料支給申請書

豊田市長様

個人コード 認定番号

申請日 平成 年 月 日

申請者	ふりがな					
	氏名	印				性別
	生年月日					
	住所					
	電話番号					
	身体障がい者手帳 障がいの種類	1級 視	2級 聴	3級 言	4級 肢	5級 体
療育手帳	A B C					
精神障がい者保健福祉手帳	1級 2級 3級					
振込口座	☐ 銀行	☐ 本店	口座番号		口座名義	
	☐ 信用金庫	☐ 支店	普通			
	☐ 農協	☐ 出張所	当座			

市民に渡す申請書はひらがな表記「障がい」としてください。

◎通知文書での表記例

平成20年 1月15日

〇〇〇〇様

障がい福祉課長

法令名⇒ひらがな表記

障がい福祉サービスの支給決定について(通知)

障がい者自立支援法施行令第〇条の規定に基づき、以下のとおり決定します。

記

1 サービス種別 居宅介護(身体介護)

2 支給決定量 20時間

その他、パンフレット、計画書等においてもひらがな表記「障がい」としてください。

平成20年 1月15日

〇〇〇〇様

障がい福祉課長

研修会の開催について(ご案内)

以下のとおり研修会を開催しますのでご案内します。

記

1 テーマ 障がい者自立支援法の改正について

2 日時 平成20年 1月15日(火)

3 場所 障がい者福祉会館

施設名⇒ひらがな表記

豊田市障害の表記方法の特例を定める条例

（目的）

第1条 この条例は、法令中における障害者の状態を表す障害の用語（以下「法令中の障害の用語」という。）を引用する場合の表記方法の特例を定めることにより、市民の障害者に対する関心及び理解を深め、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「法令」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）をいう。

（表記方法の特例）

第3条 市及び市の執行機関は、法令中の障害の用語を引用する場合は、当該法令の趣旨及び内容に変更を及ぼさない範囲内において、障がいと表記することができる。ただし、市の条例及び執行機関の規則（規程を含む。）において引用する場合は、この限りでない。

（様式等を使用する場合の表記方法の特例）

第4条 法令で定める申請、届出等の様式、帳票その他の書面（市が取り扱うものに限る。）においては、法令の趣旨及び内容に変更を及ぼさず、かつ、当該事務の執行に支障のない範囲内において、法令中の障害の用語を障がいと表記して使用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。